

特定健康診査等の実施状況に関する結果の報告 (令和6年度実施分の報告) についてのお知らせ

分析評価部統計情報課

- **1 特定健康診査等の実施状況に関する結果の報告**
- **2 業務処理概要**
- **3 実績報告データの提出方法等**
 - 資料1 提出用電子媒体への表記例
 - 資料2 特定健診・特定保健指導実績報告データ電子媒体送付書
- **4 暗号化について**
 - 資料3 特定健診・特定保健指導実績報告データ暗号化ソフト請求書
- **5 受付・点検処理**
 - 資料4 特定健診・特定保健指導実績報告データ受領書
 - 資料5 特定健診・特定保健指導実績報告受付エラー連絡書
- **6 実績報告データの差し替え**
- **7 オンライン資格確認等システムへの連携**
 - 資料6 オンライン資格確認等システム 特定健診データ受領書
 - 資料7 オンライン資格確認等システム 資格確認結果連絡書
- **8 オンライン提出への変更**
 - 資料8 特定健診・特定保健指導に関する保険者変更届
 - 資料9 オンラインによる健診等実績報告データ及び随時提出届出書
- **9 その他**

1 特定健康診査等の実施状況に関する結果の報告

1 報告対象保険者

特定健康診査等の実施状況に関する結果を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）へ報告する保険者は、**高齢者医療制度における後期高齢者支援金等を納付される保険者**となります。

よって本部・支部等の組織となっている保険者は、後期高齢者支援金等を納付される保険者（本部）が他の保険者（支部）分も取りまとめて報告願います。

2 特定健康診査等の実施状況に関する結果の報告データの作成

保険者が支払基金に報告する特定健康診査等の実施状況に関する結果の報告（以下「実績報告」という。）データは、次に掲げる通知及び仕様等に基づき作成することとなります。

ア 令和5年3月31日付け厚生労働省保険局長通知「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和6年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」（保発0331第4号）

イ 厚生労働省ホームページの「[電子的な標準様式 第4期（2024年度～2029年度）](#)」に公表されている仕様説明書及びXMLスキーマファイル

ウ 支払基金が実績報告データ受付時に行う「実績報告データのチェック条件」

エ 厚生労働省ホームページ「[第4期特定健康診査・特定保健指導に関するQ & A](#)」

1 特定健康診査等の実施状況に関する結果の報告

3 実績報告データの提出期限等

5月から実績報告データの受付を開始し、提出期限は令和7年11月4日(火)※です。

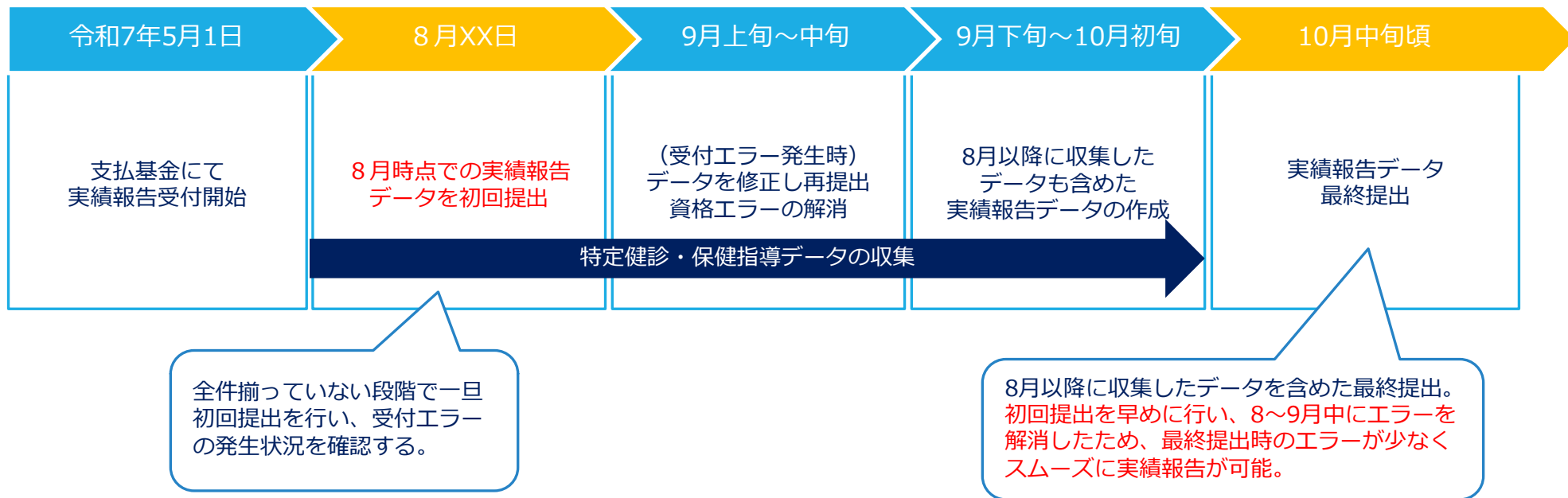
※受付エラー修正に伴う再提出を含む。

今年度より第4期特定健康診査・特定保健指導の報告が開始となるため、受付エラーが多く発生することが予想されます。

実績報告データについては複数回の提出（差替え）が可能であるため、受付エラーの修正期間を想定した、報告期限前の早期提出にご協力を願います。

実績報告データの差替え方法についてはP12を参照願います。

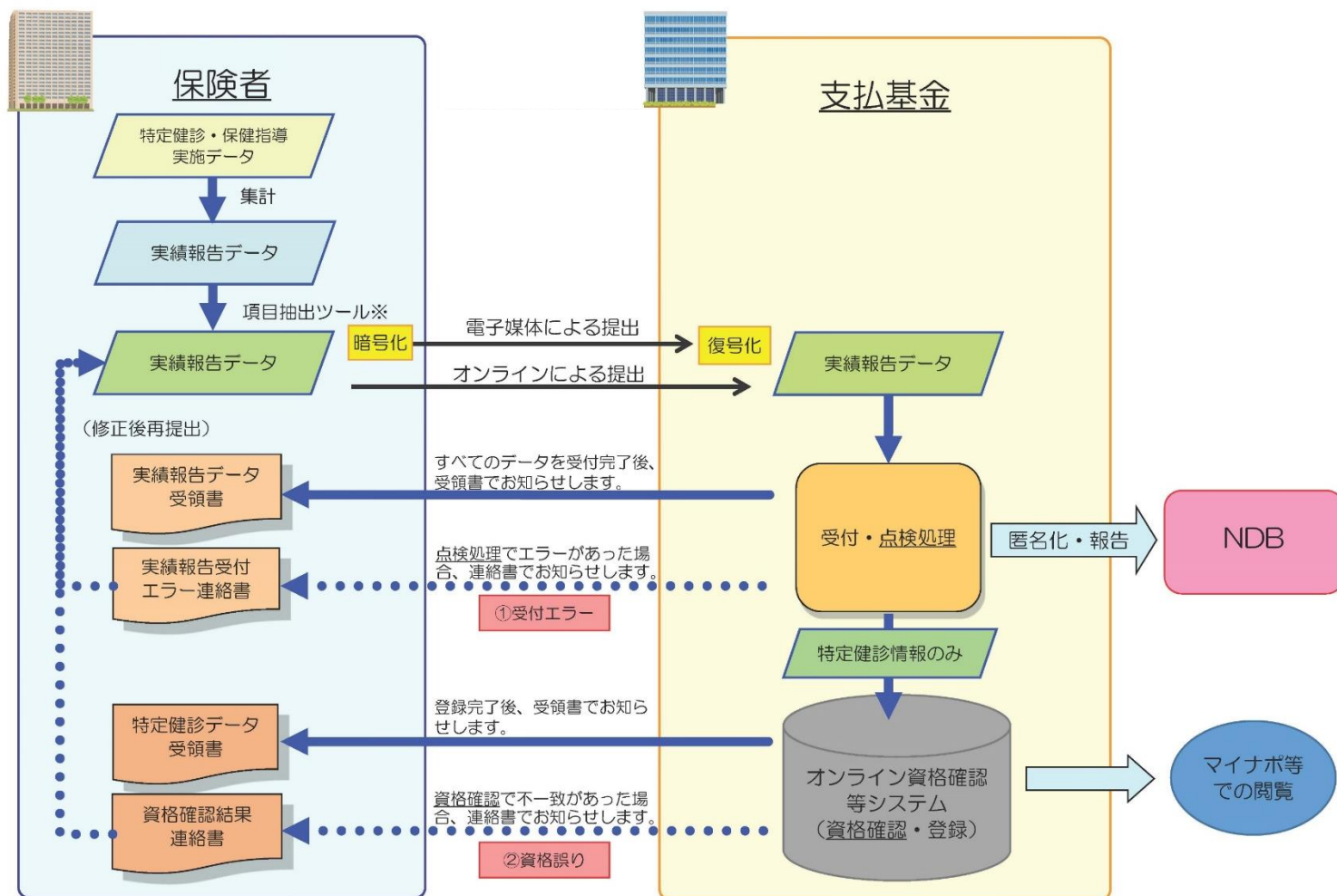
(提出例)



2 業務処理概要

特定健康診査等の実施状況に関する結果の報告に係る業務の流れ

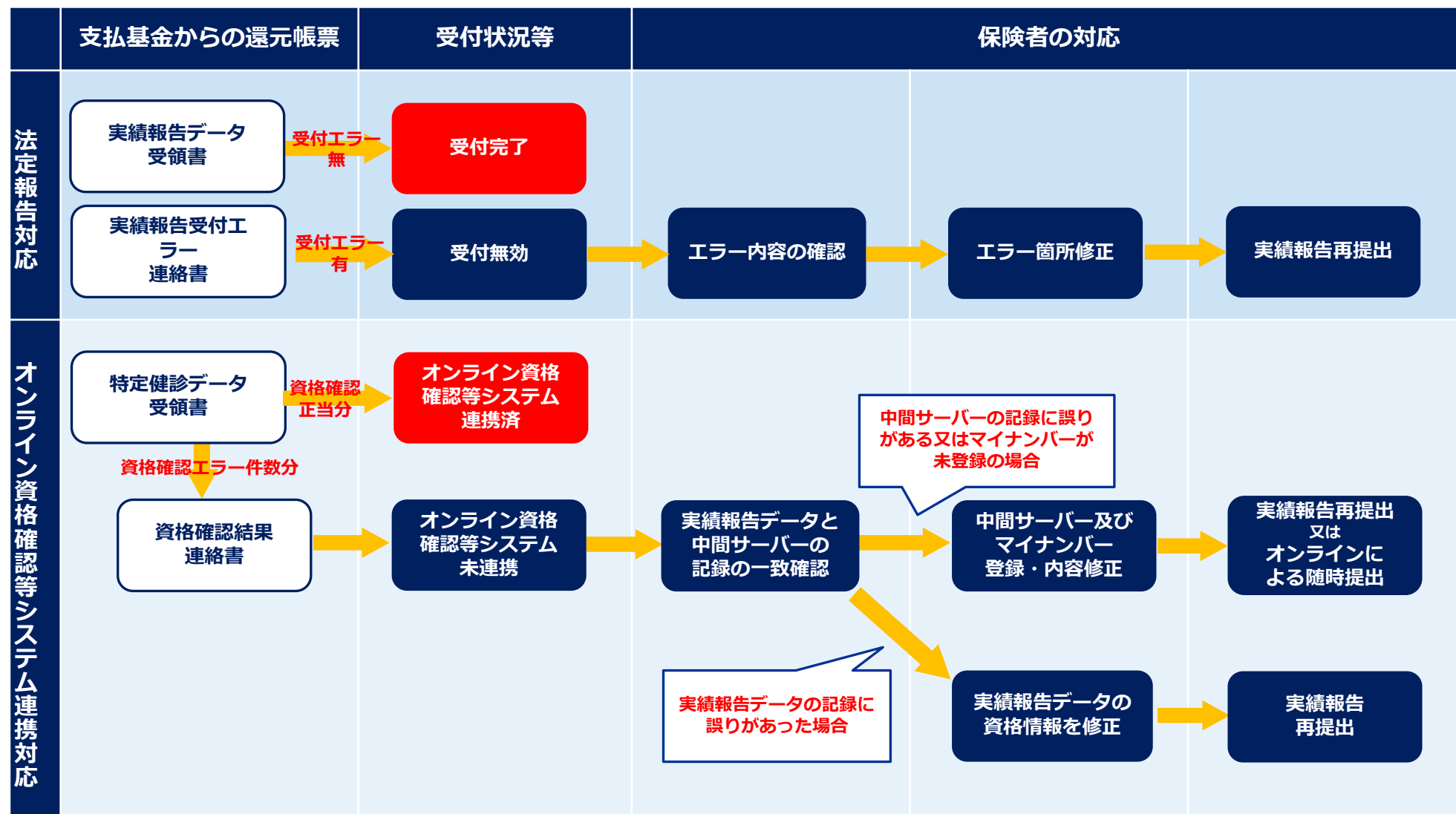
保険者は、各年度の末日における特定健康診査等の実施状況の結果として厚生労働大臣が定める事項を電磁的記録により支払基金へ報告することとされています。



※項目抽出ツールは、国が配布しているソフトウェア。

2 業務処理概要

還元帳票（受領書・エラー連絡書等）に基づく確認のフロー図



※支払基金がオンライン資格確認等システムに保持する資格情報は「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行日である令和2年10月1日以降の情報となります。

3 実績報告データの提出方法等

支払基金への実績報告データの提出は、オンライン又は電子媒体のいずれかの方法となります。

1 オンラインによる提出

ア 「特定健診・保健指導システム」により提出（送信）願います。受付期間は5月1日から11月4日までの平日9時から21時までとなります。

イ 実績報告データの提出方法を媒体による提出からオンラインによる提出へ変更する場合は、P18を参照願います。

ウ 「特定健診・保健指導システム操作手順書」は支払基金ホームページに掲載しています。

参考 オンラインでの提出状況

実績報告の受付情報よりオンライン化の割合は、

- 2022年度 : 52.6%
- 2023年度 : 73.2%
- 2024年度 : 78.8%
- 2025年4月時点 : 81.8% となっています。

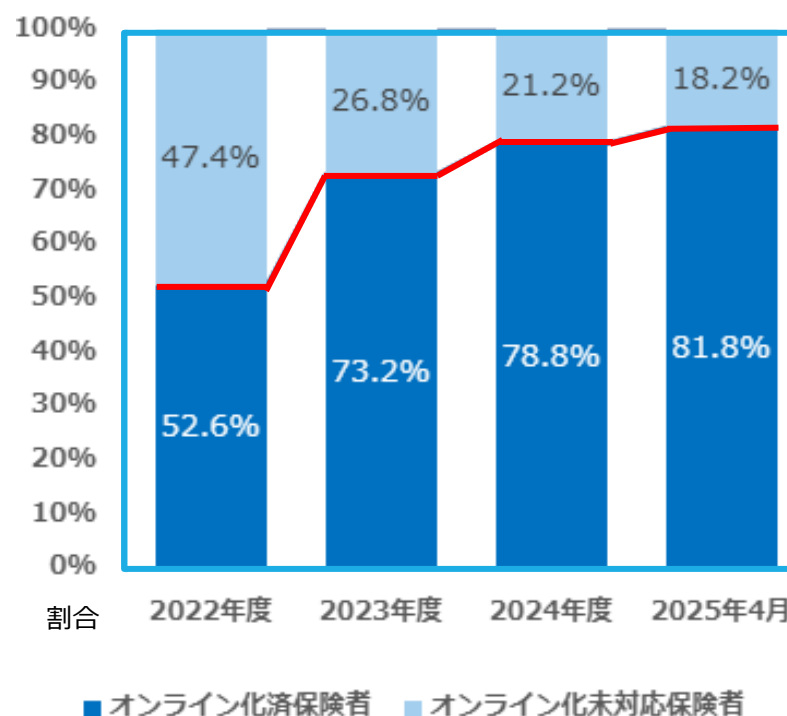
オンラインによる提出のメリットはP17を参照願います。

支払基金トップページ (<https://www.ssk.or.jp/>)

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務

⇒**2.特定健診・保健指導システム操作手順書**



3 実績報告データの提出方法等

2 電子媒体による提出

ア 電子媒体により実績報告データを提出される場合は、DVD-R又はCD-Rで作成し、暗号化のうえ提出願います。また、電子媒体には、資料1「提出用電子媒体への表記例」のとおり、保険者番号等を記入願います。

イ 実績報告データを提出する際には、資料2「特定健診・特定保健指導実績報告データ電子媒体送付書」を添えて送付願います。

ウ オンラインによる提出をご検討されている場合、詳細はP17を参照願います。

資料1 提出用電子媒体への表記例

レーベル面にシール等を貼付せずに、直接印字又は油性ペンで記入してください。



3 実績報告データの提出方法等

資料2 特定健診・特定保健指導実績報告データ電子媒体送付書

実績報告データを電子媒体にて提出される際に同封してください。

なお、様式は支払基金ホームページに掲載しています。

支払基金トップページ (<https://www.ssk.or.jp/>)

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診関係業務

⇒実績報告・随時提出をされる保険者の方

⇒提出用様式集

⇒**特定健診・特定保健指導実績報告データ電子媒体送付書**

初回の提出時には「提出種別」欄の記載は不要です。2回目以降に提出される際は該当の種別に「○」をつけてください。

- ・修正後提出分…エラー修正後に再提出する場合
- ・差し替え分…データ追加等に伴い、媒体を差し替える場合

別添3

社会保険診療報酬支払基金 御中

特定健診・特定保健指導実績報告データ電子媒体送付書

保険者番号		
保険者名称		
提出種別 ^{※1}	修正後再提出分	差し替え分
提出年月日	令和 年 月 日	
媒体種類 ^{※2}	DVD-R	CD-R
媒体枚数	枚	
所在地等	【住 所】 〒	
	【電話番号】	【内線番号】
担当者	【所属部署】	
	【氏 名】	

※1 提出種別は2回目以降の提出の場合のみ、該当するものに○を付けてください。

※2 媒体種類は該当するものに○を付けてください。

4 暗号化について

電子媒体により実績報告データを提出する際には、保険者において実績報告データを暗号化してから、電子媒体へ記録する必要があります。

なお、暗号化は支払基金から送付している「健診等データ暗号化・復号化ソフトver2.0」をお使いください。

資料3 特定健診・特定保健指導実績報告データ暗号化ソフト請求書

「健診等データ暗号化・復号化ソフトver2.0」がお手元にはない場合は、「特定健診・特定保健指導実績報告データ暗号化ソフト請求書」により、支払基金本部あて請求願います。

送付先

〒105-0004 東京都港区新橋2-1-3

社会保険診療報酬支払基金 分析評価部 統計情報課 宛

なお、様式は支払基金ホームページに掲載しています。

支払基金トップページ (<https://www.ssk.or.jp/>)

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診関係業務

⇒実績報告・随時提出をされる保険者の方

⇒提出用様式集

⇒[特定健診・特定保健指導実績報告データ暗号化ソフト請求書](#)

別添4

社会保険診療報酬支払基金 御中

特定健診・特定保健指導実績報告データ暗号化ソフト請求書

保険者番号			
保険者名称			
請求年月日	令和 年 月 日		
送付先住所等	【住 所】 〒		
	【電話番号】	【内線番号】	
担当者	【所属部署】		
	【氏 名】		

5 受付・点検処理、受付結果の連絡

3 受付結果の連絡（受付エラーとなった場合）

点検処理の結果、記録条件チェック等により1箇所でもエラーがあった場合は、提出された実績報告データをすべて受付無効とします。この場合、資料5「特定健診・特定保健指導実績報告受付エラー連絡書」によりエラー内容等をお知らせしますので、エラーデータを修正のうえ、P6以降の提出方法により、**再度すべての実績報告データを提出願います。**

資料5 特定健診・特定保健指導実績報告受付エラー連絡書

エラーの詳細については、支払基金ホームページにエラーコード表を掲載していますので、参照願います。

支払基金トップページ (<https://www.ssk.or.jp/>)

- ⇒オンライン資格確認・データヘルス等
- ⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診関係業務
- ⇒実績報告・随時提出される保険者の方
- ⇒**特定健診・特定保健指導収集システム エラーコード表**

受付エラーとなった最大300レコードを表示します。
なお、オンライン提出の場合に還元するCSVファイルは、最大2,000レコードを記録しています。

令和〇〇年度分 特定健診・特定保健指導 実績報告受付エラー連絡書

令和〇〇年〇〇月〇〇日
社会保険診療報酬支払基金

※本連絡書に記載された事項を修正のうえ、再度すべての実績報告データを提出願います。

保険者：〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 御中
分割識別番号：〇〇/〇〇 アーカイブファイル名：〇〇〇〇〇〇〇〇_〇〇〇〇_〇〇_〇〇.zip

(ファイル識別) (整理用番号1) (整理用番号2) (健診等実施機関番号) (エラー状況)	(XMLファイル名)	(郵便番号) (生年月日) (受診券整理番号)	(男女区分) (利用券整理番号)
(ファイル識別) (整理用番号1) (整理用番号2) (健診等実施機関番号) (エラー状況)	(XMLファイル名)	(郵便番号) (生年月日) (受診券整理番号)	(男女区分) (利用券整理番号)
(ファイル識別) (整理用番号1) (整理用番号2) (健診等実施機関番号) (エラー状況)	(XMLファイル名)	(郵便番号) (生年月日) (受診券整理番号)	(男女区分) (利用券整理番号)

6 実績報告データの差し替え

受付完了後、実績報告データを差し替える必要が生じた場合は、次の方法で提出願います。
※差し替えが必要になった場合も提出期限は令和7年11月4日(火)です。

1 オンラインによる提出

「特定健診・保健指導システム」の操作手順書を参照のうえ、当該システムで提出済の実績報告データを削除後、再度すべての実績報告データを提出願います。

2 電子媒体による提出

資料2「特定健診・特定保健指導実績報告データ電子媒体送付書」を添えて、再度すべての実績報告データを提出願います。

支払基金にて提出済の実績報告データを削除し、差替え分を受付します。

7 オンライン資格確認等システムへの連携

1 資格確認の実施

特定健診情報はオンライン資格確認等システムに連携されます。

資格確認結果は、P10の「特定健診・特定保健指導実績報告データ受領書（資料4）」またはP11の「特定健診・特定保健指導実績報告受付エラー連絡書（資料5）」と併せてオンライン資格確認等システムの資料6「特定健診データ受領書」及び資料7「資格確認結果連絡書」を発行し連絡します。

資料6 オンライン資格確認等システム 特定健診データ受領書

本受領書は必ず発行されます。登録状況を確認願います。

オンライン資格確認等システム 特定健診データ受領書		
令和〇〇年〇〇月〇〇日 社会保険診療報酬支払基金		
保険者：〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇保険者 御中		
アーカイブ名		
特定健康診査	受付件数	①
	受付エラー件数	②
	資格確認エラー件数	③
	登録件数	④

- ①受付件数
- ②受付件数のうち、受付エラーとなった件数
- ③受付件数のうち、資格確認エラーとなった件数
- ④受付件数のうち、オンライン資格確認等システムへ登録された件数

7 オンライン資格確認等システムへの連携

資料7 オンライン資格確認等システム 資格確認結果連絡書

資格確認の結果、エラーが発生した場合に発行します。

本連絡書でお知らせする資格確認エラーは、実績報告に記録された資格情報と中間サーバーにご登録いただいている令和2年10月1日以降の資格情報とが不一致となったものです。

資格確認エラーを解消されない場合、当該エラー分はオンライン資格確認等システムへ連携されず、マイナポータルで加入者本人による情報等の確認を行うことができません。

ただし、特定健診等の実施状況は正当に処理されていますので、実績報告としては完了しています。

オンライン資格確認等システム 資格確認結果連絡書

令和〇〇年〇〇月〇〇日
 社会保険診療報酬支払基金

保険者：〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 保険者 御中
 アーカイブファイル名：〇〇〇〇〇〇〇〇_〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇_〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇_〇.zip

(ファイル識別) (氏名) (被保険者証等記号) (被保険者証等枝番) (エラー状況)	(XMLファイル名) (健診等実施機関番号)	(郵便番号) (生年月日) (被保険者証等番号) (健診等実施機関名称)	(男女区分)
(ファイル識別) (氏名) (被保険者証等記号) (被保険者証等枝番) (エラー状況)	(XMLファイル名) (健診等実施機関番号)	(郵便番号) (生年月日) (被保険者証等番号) (健診等実施機関名称)	(男女区分)
(ファイル識別) (氏名) (被保険者証等記号) (被保険者証等枝番) (エラー状況)	(XMLファイル名) (健診等実施機関番号)	(郵便番号) (生年月日) (被保険者証等番号) (健診等実施機関名称)	(男女区分)
(ファイル識別) (氏名) (被保険者証等記号) (被保険者証等枝番) (エラー状況)	(XMLファイル名) (健診等実施機関番号)	(郵便番号) (生年月日) (被保険者証等番号) (健診等実施機関名称)	(男女区分)

資格確認エラーとなった最大300レコードを表示します。
なお、オンライン提出により還元するCSVファイルについては、最大2,000レコードを記録しています。

7 オンライン資格確認等システムへの連携

2 受付結果別対応方法

実績報告データの受付後、受付エラー及び資格誤りの有無に応じた対応方法は以下のとおりです。

パターン	受付状況	対応方法
①受付エラー：なし ②資格誤り：なし	- 実績報告は完了しています - 提出されたすべての特定健診情報がオンライン資格確認等システムへ登録されています	対応不要です
①受付エラー：なし ②資格誤り：あり	- 実績報告は完了しています - 提出された特定健診情報のうち、資格情報が確認されたもののみオンライン資格確認等システムへ登録され、マイナポータルで加入者本人による情報等の確認が可能です	②資格が誤っているデータを修正し、実績報告として再提出願います ②または、 提出形態がオンラインである保険者の場合、対象データのみ別途「閲覧用ファイル」 として送信し、オンライン資格確認等システムへ登録願います
①受付エラー：あり ②資格誤り：なし	実績報告は完了していません - 提出された特定健診情報のうち、受付エラーが生じていないもののみオンライン資格確認等システムへ登録され、マイナポータルで加入者本人による情報等の確認が可能です	①受付エラーをすべて修正し、実績報告を再提出願います (実績報告データ受領書が発行されなければ報告は完了しません)
①受付エラー：あり ②資格誤り：あり	実績報告は完了していません - 提出された特定健診情報のうち、受付エラーが生じていないもの、かつ、資格情報が確認されたもののみ、オンライン資格確認等システムへ登録され、マイナポータルで加入者本人による情報等の確認が可能です	①受付エラーをすべて修正し、実績報告を再提出願います (実績報告データ受領書が発行されなければ報告は完了しません) ②資格誤りについても、受付エラーと併せて修正し実績報告として再提出願います ②または、 提出形態がオンラインである保険者の場合、対象データのみ別途「閲覧用ファイル」 として送信し、オンライン資格確認等システムへ登録願います

7 オンライン資格確認等システムへの連携

3 資格確認エラーが発生した場合の対応方法

P14の「資格確認結果連絡書（資料7）」でお知らせする資格確認エラー分が発生していてもP10の「特定健診・特定保健指導実績報告データ受領書（資料4）」が発行されている場合、実績報告は完了しています。

ただし、当該エラー分はオンライン資格確認等システムへは登録されず、マイナポータルで加入者本人による情報等の確認を行うことができません。また、データヘルス計画における共通評価指標に算入されなくなるため、「後期高齢者支援金の加算・減算制度」の減算要件を満たさなくなる場合があります。

なお、資格確認エラーは、主に下記の要因で発生しています。解消をご希望される場合は『対応方法』を参照願います。

	状況	対応方法
マイナンバー未登録 中間サーバー未登録	■ 報告対象者のマイナンバーが未収集又は未提出のため、中間サーバーに未登録 ■ マイナンバーに誤登録がある ■ 報告対象者が中間サーバーに未登録	
報告データと 中間サーバーの 記録の不一致	■ 資格情報が不一致・未記録 (保険者番号・記号・番号・枝番・生年月日) ■ 記録方法が不一致 例1: 「10」 ≠ 「000010」 (前にゼロ入力) 例2: 「10」 ≠ 「_10」 (前にスペース入力)	 (正しい資格情報による実績報告の再提出をお願いします。)

※支払基金がオンライン資格確認等システムに保持する資格情報は「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行日である令和2年10月1日以降の情報となります。

8 オンライン提出への変更

1 オンラインによる提出のメリット

オンラインのメリットは以下のとおりです。是非、オンライン提出への変更をお願いします。

- 随時提出を行うことで、**加入者本人がマイナポータルで最新の健診情報を確認することが可能**になり、予防・健康づくりにつなげることができます。
- 特定健診情報の随時提出は、**「後期高齢者支援金の加算・減算制度」の減算要件における必須項目の1つ**となっています。
- 実績報告では、
 - ・ 提出ファイルの**暗号化と郵送作業が不要**になります。
 - ・ 特定健診・特定保健指導実績報告データ受領書及び特定健診・特定保健指導実績報告受付エラー連絡書等の**即時取得**が可能になります。
 - ・ 帳票PDFファイルのほか、**CSVファイルでも結果を還元**します。
- 特定健診情報の**保険者間引継ぎ機能が利用可能**になります。

機能	電子媒体	オンライン	オンラインのメリット
特定健診・特定保健指導の実績報告	○	○	・ 実績報告の受付結果が即時取得可能 ・ 帳票PDFファイル・CSVファイルを還元
特定健診情報の随時提出	×	○	・ 「後期高齢者支援金の加算・減算制度」の減算要件の必須項目
40歳未満の事業者健診情報の随時提出	×	○	
特定健診情報の保険者間引継ぎ	×	○	

8 オンライン提出への変更

2 オンライン提出への変更手続き

電子媒体による提出からオンライン提出へ変更される場合は、支払基金宛てに下記のいずれかの届出を毎月20日までにご提出願います。様式はホームページに掲載しています。

後日、「特定健診・特定保健指導システム」を利用するために必要なログインID・パスワードを送付します。

資料8 特定健診・特定保健指導に関する保険者変更届

支払基金の費用決済代行業務を利用している場合に最寄りの支払基金審査委員会事務局へご提出ください。

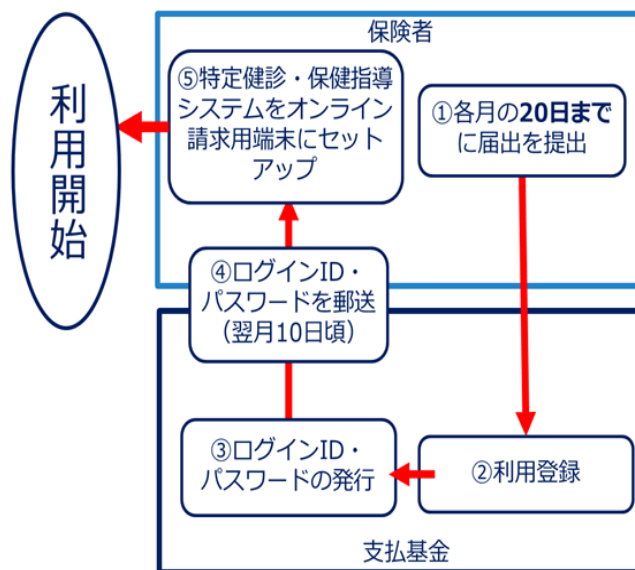
支払基金トップページ (<https://www.ssk.or.jp/>)
⇒様式集
⇒保険者の方
⇒7.特定健診・特定保健指導
⇒特定健診・特定保健指導に関する保険者変更届

資料9 オンラインによる健診等実績報告データ及び随時提出届出書

支払基金の費用決済代行業務を利用していない場合に支払基金本部事業統括部へご提出ください。

支払基金トップページ (<https://www.ssk.or.jp/>)
⇒様式集
⇒保険者の方
⇒11.特定健康診査等の実施状況結果報告等
⇒オンラインによる健診等実績報告データ及び随時提出届出書

【利用開始までの流れ】



※オンライン請求ネットワークへの接続及び利用にあたっての環境は、レセプト業務に使用するオンライン請求用端末がご利用いただけます。

※特定健診・保健指導システムセットアッププログラムは、オンライン請求システム上の「電子証明書ダウンロードサイト等」から取得することが可能です。

9 その他

1 提出後の電子媒体の取扱い

提出いただいた電子媒体は、一定期間保管のうえ、責任をもって破碎処理いたします。
したがいまして、電子媒体の返還はできませんので、ご了承ください。

2 共同情報処理システムを使用した提出

共同情報処理システムを使用して実績報告データを提出される場合の提出方法及び日程等は、委託ベンダにご確認ください。

3 報告先

実績報告データの送付先及び各種お問い合わせ先は、支払基金本部となります。

〒105-0004 東京都港区新橋2-1-3

社会保険診療報酬支払基金 分析評価部 統計情報課

TEL 03-3591-7441（代表）

E-mail toukei02@ssk.or.jp

4 ホームページのご案内

本業務に係る各種様式及びデータのチェック条件等を公開していますので、参照願います。

支払基金トップページ (<https://www.ssk.or.jp/>)

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診関係業務

⇒**実績報告・随時提出をされる保険者の方**